

令和7年度 京都府の最低賃金

京都府最低賃金	時間額 1,122円 (令和7年11月21日発効)	京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
---------	--	---

次の特定（産業別）最低賃金は、日本標準産業分類による当該産業の「基幹的労働者」（適用除外の労働者を除く労働者）に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されます。)
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (日本標準産業分類 E28, E29, E30, L7282(一部除く))	1,136円 (令和8年1月24日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業最低賃金については、京都府最低賃金を上回っていないため、令和7年11月21日から京都府最低賃金時間額（1,122円）が適用されます。		

○備考

- ・発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ・支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。
- ・各種商品小売業の業種分類は平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいています。

○ホームページのご案内

- ・各種最低賃金の詳細
 - ・全国の最低賃金表
 - ・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援策
 - ・最低賃金関係統計情報
- などをご紹介します。
- 詳しくは右の二次元バーコードから。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

○お問い合わせ

京都労働局労働基準部賃金室（TEL 075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112
 福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181
 園部 労働基準監督署 TEL 0771-62-0567

京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196
 舞鶴 労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322
 丹後 労働基準監督署 TEL 0772-62-1214

京都労働局 労働基準部 賃金室 令和7年12月25日